

第5期教育振興基本計画（令和10年度～令和14年度）諮問の概要

我が国を取り巻く社会の状況

- 生成AI等の技術革新の急速な進展 ● 予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行 ● 社会・産業構造の変容 ● 我が国社会の多様化 ● 国際情勢の不安定化
→ **VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）に加え、BANI（脆さ・不安・非線形・不可解）の時代**とも指摘されるように、**これまで以上に、流動性が高まっている状況**
これからの我が国を担う子供たちは、**激しい変化が止まることのない時代を生きることとなる**

AI時代を迎える中で、2040年以降の社会を捉え直し、教育政策を総合的に検討

5期計画に求められること・検討すべき観点

① 生成AI等の技術革新の急速な進展

- ・AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力を育むとともに、好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力の育成
- ・AI等の活用による教育の質の向上、「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる観点も重要

② 人口減少・少子高齢化の進行

- ・過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難、地域における教育機会の確保といった課題が顕在化する中で、持続的な地域コミュニティの形成に資するよう、地域における教育の維持・活性化、教育へのアクセス確保が重要

③ 社会・産業構造の変容

（理工・デジタル分野の人材やエッセンシャルワーカーの不足など）

- ・探究・文理横断・実践的な学び、留学などの越境体験の更なる推進
- ・人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策の具体化
- ・生涯にわたり学び続ける社会を実現する観点での、リ・スキリング等の社会人の学び直し

④ 我が国社会や教育現場の多様化

（不登校児童生徒・特別な支援を要する児童生徒・在留外国人の増加など）

- ・誰一人取り残されず、一人一人の可能性が開花する教育の実現
- ・教職の魅力を上昇し質の高い教職員を確保し続けるなどの環境整備
- ・他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・ジレンマ等を乗り越える経験を通じて民主的かつ公正な社会を築くための教育の在り方も重要

⑤ ウェルビーイングの重要性の高まり

（個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視するSWGs※といった新たな概念）

- ・国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する「日本社会に根差したウェルビーイング」を基本とし、その更なる向上を図る

※Sustainable Well-being Goalsの略語

諮問事項

● 今後の教育政策に関する基本的な方向性

- ・改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化を踏まえた、今後の教育政策に関する基本的な方向性について

● 基本的な方針と主な施策

- ・基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階（幼児教育から高等教育、社会教育）における、今後5年間の教育政策の目指すべき基本的な方針と主な施策について

● 実効性の確保・向上

- ・多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、教育振興基本計画の実効性の確保・向上について

これまでの教育振興基本計画

○教育基本法（平成18年法律第120号）抄
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期・第4期計画を策定
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている
- 現在は第4期計画（令和5年度～令和9年度）の期間中

	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画
対象期間	平成20（2008）年度 ～平成24（2012）年度	平成25（2013）年度 ～平成29（2017）年度	平成30（2018）年度 ～令和4（2022）年度	令和5（2023）年度 ～令和9（2027）年度
基本的な 方向性	・今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	・一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する	・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上
基本的な 方針	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する	①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性の確保のための基盤整備・対話